

令和 7 年（2025 年）5 月 1 日

公益社団法人長野県建築士会会長 様

長野県建設部長

盛土規制法の適合性確認について（通知）

日頃から長野県の建築行政にご協力いただき感謝申し上げます。

県では、県内特定行政庁及び県内に本店又は支店を設ける指定確認検査機関（以下「特定行政庁等という。」）相互の連絡協議等を通じて、建築行政の適正かつ円滑な事務の推進を図ることを目的として、長野県特定行政庁等連絡協議会を設置しています。

本協議会においては、県内特定行政庁等の統一的な取扱いとして合意した事項について建築基準法の運用にあたり参考としていただくため、順次、公表しております。

今般、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）に基づく規制区域の指定が令和 7 年 5 月 26 日に予定され、指定後は、建築確認において盛土規制法の規定に適合していることを証する書面の添付が必要となることから下記の通り取扱いを定めました。

つきましては、当該取扱いを県ホームページに掲載することとしましたので、貴会会員の皆様にご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 添付を求める書類

別添「盛土規制法許可不要チェックシート」

※設計者が作成したものに限りです。

※図面等に「盛土規制法許可不要チェックシート」の記載内容と同等の記載がある場合は書面提出と同様に取扱います。

2 県ホームページ掲載箇所

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/infra/kensetsu/kakunin/kenchikuki.jun.html>

（問合せ先）

建築住宅課 指導審査係 藤原 上野

電話 026-235-7335

FAX 026-235-7479

E-mail kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp

(表面)

《長野県内共通》 盛土規制法 許可不要チェックシート 【建築確認申請添付用】

建築主事等又は指定確認検査機関 宛て

記入年月日： 年 月 日

1. 建築行為の概要

建築主	住 所	
	氏 名	
申請地 地名地番		長野県
申請建築物 用途		
該当する規制区域		☐ 宅地造成等工事規制区域 ☐ 特定盛土等規制区域

2. 上記の建築行為に伴う造成工事の規模(該当する□にチェック)

宅地造成等工事規制区域			特定盛土等規制区域		
許可対象となる造成工事 (詳細は裏面参照)	チェック欄(☑)		許可対象となる造成工事 (詳細は裏面参照)	チェック欄(☑)	
①盛土で高さが1mを超える崖※を生ずるもの	☐ あり	☐ なし	①盛土で高さが2mを超える崖※を生ずるもの	☐ あり	☐ なし
②切土で高さが2mを超える崖※を生ずるもの	☐ あり	☐ なし	②切土で高さが5mを超える崖※を生ずるもの	☐ あり	☐ なし
③盛土と切土を同時に行い、高さが2mを超える崖※を生ずるもの【①、②を除く】	☐ あり	☐ なし	③盛土と切土を同時に行い、高さが5mを超える崖※を生ずるもの【①、②を除く】	☐ あり	☐ なし
④盛土で高さが2mを超えるもの【①、③を除く】	☐ あり	☐ なし	④盛土で高さが5mを超えるもの【①、③を除く】	☐ あり	☐ なし
⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m ² を超えるもの【①～④を除く】 (盛土又は切土をする厚さが 30cm以下のものは除く)	☐ あり	☐ なし	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000m ² を超えるもの【①～④を除く】 (盛土又は切土をする厚さが 30cm以下のものは除く)	☐ あり	☐ なし

※「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの(擁壁を含む)

3. 盛土規制法の許可要否(該当する□にチェック)

☐ 全 て 「 な し 」 ⇒ 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可対象となる土地の形質の変更はありません。【※許可不要】
このチェックシートに記載の事項は、事実と相違ありません。

設計者 氏名

☐ 一つでも「あり」 ⇒ 盛土規制法の許可が必要となる可能性があります。申請地を管轄する長野県建設事務所維持管理課又は長野市・松本市の担当課にお問合せください。

《長野県建設部都市・まちづくり課(Tel:026-235-7297)》

https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/morido/moridokiseihou_shinsei.html

《長野市建設部建築指導課(Tel:026-224-9735)》

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n183500/contents/p005608.html>

《松本市建設部建築指導課(Tel:0263-34-3285)》

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/86/146317.html>

〔長野県〕

〔長野市〕

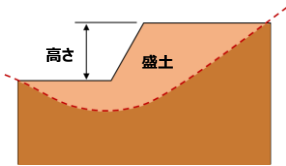
〔松本市〕



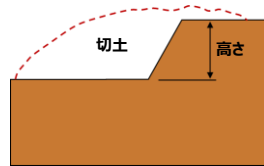
許可

《宅地造成等工事規制区域》

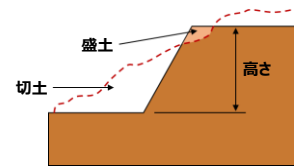
- ① 盛土で高さが **1m超** の崖※を生ずるもの



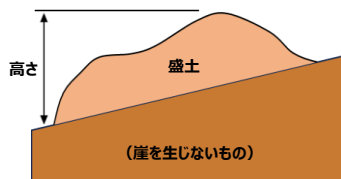
- ② 切土で高さが **2m超** の崖※を生ずるもの



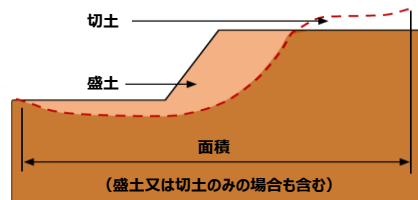
- ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが **2m超** の崖※を生ずるもの
【①、②を除く】



- ④ 盛土で高さが **2m超** となるもの【①、③を除く】



- ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が **500㎡超** となるもの【①～④を除く】
(盛土又は切土をする厚さが 30cm 以下のものを除く)

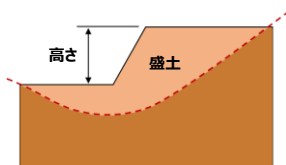


※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの（擁壁を含む）

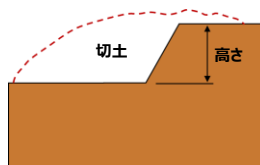
届出 許可

《特定盛土等規制区域》

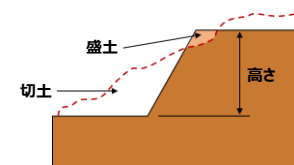
- ① 盛土で高さが **1m超 2m超** の崖※を生ずるもの



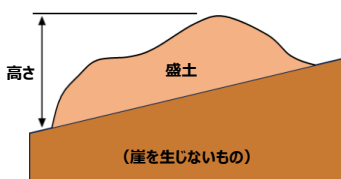
- ② 切土で高さが **2m超 5m超** の崖※を生ずるもの



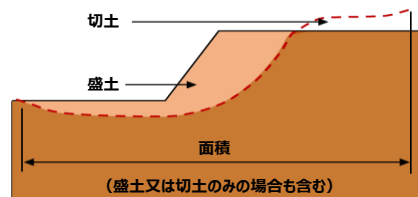
- ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが **2m超 5m超** の崖※を生ずるもの
【①、②を除く】



- ④ 盛土で高さが **2m超 5m超** となるもの【①、③を除く】



- ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が **500㎡超 3,000㎡超** となるもの【①～④を除く】
(盛土又は切土をする厚さが 30cm 以下のものを除く)



※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの（擁壁を含む）

※ 届出対象となる造成工事に該当する場合は、届出が必要となります